

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2110045 号
令和 3 年 10 月 4 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 7 月 7 日付け令 03 原機（大安）039 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 57 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 5 月 26 日付け原規規発第 2105261 号で許可した内容（以下「変更許可」という。）の保安規定への反映のため、JMTR での照射試験の終了に伴う関連規定の変更を行う。

2. 大洗研究所に設置されている JMTR キャプセル等審査委員会の削除に伴う変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR 原子炉施設（材料試験炉）の廃止措置計画認可（令和 3 年 3 月 17 日付け原規規発第 21031712 号）により、JMTR キャプセル等審査委員会において審議を行わなくなったことから、JMTR キャプ

セル等審査委員会を削除する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織等が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１. 使用規則第２条の１２第１項第３号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第２条の１２第１項第３号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第３号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① JMTR キャプセル等審査委員会に係る記載を削除するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な組織が定められていることに変更はないこと。
- ② 照射試験の終了に伴い、計画管理課長、技術課長、原子炉課長及び照射課長が行う照射試験に係る業務を削除するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていることに変更はないこと。

２. 使用規則第２条の１２第１項第５号（使用施設等の操作）

使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準は、核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取り扱いに必要な事項について定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認し、使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 照射試験の終了に伴い、照射設備の運転操作に必要な要員の配置に係る記載を削除するものであり、必要に従業員の確保について定められていることに変更

はないこと。

- ② 照射設備を今後使用しないことから、照射設備の使用時に必要な使用上の制限値、点検、警報、キャプセル等の製作等の関連する記載を削除するものであり、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取り扱いに必要な事項について定められていることに変更はないこと。

3. 使用規則第2条の12第1項第10号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準は、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずることが定められていること等を求めている。

規制庁は、未照射核燃料物質の受入れを今後行わないことから、未照射核燃料物質の受入れ検査に係る記載を削除するものであり、保安のために講ずべき措置を講ずることが定められていることに変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化については、条項番号の変更、変更許可の記載の適正化の反映等であり、適切に反映されていることを確認した。